

別記第七十六号の四様式（第五十六条の二関係）
（表）

注意事項

- ア 住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。
- イ 行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。
- ウ 本許可書は常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。
- エ 仮滞在期間の更新申請は、同許可期限の10日前から受け付けます。
- オ 仮滞在の条件に違反したときは、仮滞在許可を取り消すことがあります。
- カ 報酬を受ける活動の許可を受けている場合は、同許可に付された条件に違反したときなどには、同許可を取り消すことがあります。
- キ 報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。
- ク 出頭の際は、本許可書を持参してください。

日本国政府法務省

仮滞在許可書



番 号

発行年月日

出入国在留管理庁

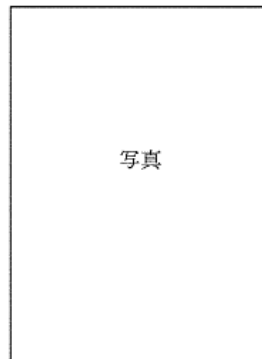
（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

殿

出入国管理及び難民認定法第61条の2の4の規定により、
仮滞在を許可します。

- 1 氏名 男女
- 2 生年月日
- 3 国籍・地域
- 4 仮滞在期間 (許可期限 年 月 日)



※

(注) ※には許可する者の職名を記入するものとする。

仮滞在の条件

- 1 住居
- 2 行動範囲
- 3 報酬を受ける活動の許可の有無及び条件 有 (許可番号: 号・許可年月日:) 無
- (1) 勤務先の名称及び所在地
- 名称
- 所在地
- (2) 活動の内容
- (3) 活動の期間
- (4) 報酬額の上限 (月額)

4 出頭の要請があった場合には、指定した日時、場所に出頭してください。

更新許可欄	年月日				
	仮滞在期間 (許可期限)				
	許可者印				